



日本銀行の金融政策の推移

2025年12月19日

日本銀行が、短期市場金利を誘導するオペレーション（公開市場操作）を通じて金融市場調節を行うようになった1995（平成7）年以降の金融政策の推移について、時系列で記載しています。また、金融政策以外の制度変更や、マクロ・ブルーデンス政策のうち、主なものについても記載しています。

年	月日	金融政策等
2025年 (令和7年)	12月19日	<p>1. 金融市場調節方針（全員一致）（翌営業日（12月22日）より適用） 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.75%程度で推移するよう促す。</p> <p>2. 上記の金融市場調節方針の変更に伴い、以下のとおり、各種制度の適用利率の変更を決定した（全員一致）。（翌営業日（12月22日）より適用）</p> <p>（1）補完当座預金制度の適用利率 補完当座預金制度の適用利率（日本銀行当座預金＜所要準備額相当部分を除く＞への付利金利）については、0.75%とする。</p> <p>（2）基準貸付利率 補完貸付制度については、その適用金利である基準貸付利率を1.0%とする。</p>
	9月19日	<p>1. ETFおよびJ-REITについて、市場に攪乱的な影響を与えることを回避する等の基本方針を踏まえ、「金融機関から買入れた株式」の売却と同程度の規模で、市場への売却を行うことを決定した（全員一致）。</p> <p>当分の間、以下のとおり売却を行う。</p> <p>（1）ETFについては、年間3,300億円程度（簿価ベース。2025年3月末時点の時価に換算すると6,200億円程度、東証プライム市場全体の売買代金に占める売却額の割合は0.05%程度）のペースで、取引所市場で形成される価格にもとづき、市場への売却を行う。</p> <p>（2）J-REITについては、年間50億円程度（簿価ベース。2025年3月末時点の時価に換算すると55億円程度、東証REIT市場全体の売買代金に占める売却額の割合は0.05%程度）のペースで、取引所市場で形成される価格にもとづき、市場への売却を行う。</p> <p>（3）ETF、J-REITともに、上記の売却ペースのもとで、時期の分散に配慮しつつ、各銘柄の保有割合におおむね比例的なかたちで売却する。</p> <p>今後、ETF等の処分にかかる受託者を選定したうえで、所要の準備が整い次第、処分を開始する予定である。</p> <p>なお、ETF等の処分を開始した後、上記の基本方針や今後の売却の経験を踏まえ、金融政策決定会合において、売却ペースを見直すこともありうる。</p> <p>2. このほか、2019年12月に導入されたETF貸付制度を、その利用状況等に鑑み、停止することとした。</p>

	6月 17 日	<p>1.長期国債買入れの減額（賛成 8 反対 1） 2027 年 3 月までの長期国債の買入れは、以下のとおり運営する。</p> <p>(1) 月間の長期国債の買入れ予定額を、2026 年 1~3 月までは原則として毎四半期 4,000 億円程度ずつ、2026 年 4~6 月以降は原則として毎四半期 2,000 億円程度ずつ減額し、2027 年 1~3 月に 2 兆円程度とする</p> <p>(2) 2026 年 6 月の金融政策決定会合では、長期国債買入れの減額計画の中間評価を行う。中間評価では、今回の減額計画を維持することが基本となるが、国債市場の動向や機能度を点検したうえで、必要と判断すれば、適宜、計画に修正を加える。また、同時に、2027 年 4 月以降の長期国債の買入れ方針について検討し、その結果を示すこととする。</p> <p>(3) 長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。</p> <p>(4) なお、必要な場合には、金融政策決定会合において、減額計画を見直すこともありうる。</p> <p>2.この決定のほか、国債市場の流動性を改善する観点から、国債補完供給にかかる減額措置の要件緩和の対象銘柄の拡充等を行うこととする。(2025 年 7 月 1 日にオファーする国債補完供給から適用)</p>
	1月 24 日	<p>1. 金融市場調節方針（賛成 8 反対 1）(翌営業日（1月 27 日）より適用) 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.50%程度で推移するよう促す。</p> <p>2. 上記の金融市場調節方針の変更に伴い、以下のとおり、各種制度の適用利率の変更を決定した（賛成 8 反対 1）。(翌営業日（1月 27 日）より適用)</p> <p>(1) 補完当座預金制度の適用利率 補完当座預金制度の適用利率（日本銀行当座預金 <所要準備額相当部分を除く>への付利金利）については、0.5%とする。</p> <p>(2) 基準貸付利率 補完貸付制度については、その適用金利である基準貸付利率を 0.75%とする。</p> <p>3. 貸出増加支援資金供給について、予定通り※2025 年 6 月末をもって新規の貸付けを終了する。なお、本資金供給を円滑に終了する観点から、経過措置として、7 月以降、2025 年中は、満期到来額の半分を上限として、貸付期間 1 年の借り換えを認めることとした（全員一致）。</p> <p>※2024 年 1 月会合において貸付実行日の期限を 1 年間延長（2025 年 6 月 30 日まで）することを決定している。</p>
2024 年 (令和 6 年)	7 月 31 日	<p>1. 金融市場調節方針（賛成 7 反対 2）(翌営業日（8 月 1 日）より適用) 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.25%程度で推移するよう促す。</p> <p>2. 長期国債買入れの減額（全員一致） 2026 年 3 月までの長期国債の買入れは、以下のとおり運営する。</p> <p>(1) 月間の長期国債の買入れ額を、原則として毎四半期 4,000 億円程度ずつ減額し、2026 年 1~3 月に 3 兆円程度とする。</p> <p>(2) 2025 年 6 月の金融政策決定会合では、長期国債買入れの減額計画の中間評価を行い、国債市場の動向や機能度を点検したうえで、必要と判断すれば、適宜、計画に修正を加える。また、同時に 2026 年 4 月以降の長期国債買入れ方針について検討し、その結果を示すこととする。</p> <p>(3) 長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。</p> <p>(4) なお、必要な場合には、金融政策決定会合において、減額計画を見直すこともありうる。</p> <p>3. 上記の金融市場調節方針の変更に伴い、以下を決定した。（賛成 7 反対 2）</p>

	<p>(翌営業日（8月1日）より適用)</p> <p>(1) 補完当座預金制度の適用利率 日本銀行当座預金（所要準備額相当部分を除く）への付利金利を0.25%とする（0.15%の引き上げ）。</p> <p>(2) 基準貸付利率 補完貸付制度については、その適用金利である基準貸付利率を0.5%とする（0.2%の引き上げ）。</p> <p>(3) 貸出増加支援資金供給等（新規実行分）に対する適用金利 被災地金融機関オペ、気候変動対応オペについては、貸付利率を0.25%とする（0.15%の引き上げ）。貸出増加支援資金供給については、変動金利貸付（貸付利率は、貸付期間中の補完当座預金制度の適用利率の平均値）に変更のうえ、実施する。</p> <p>(4) 金融調節の一層の円滑化を図る観点から、固定金利方式の国債売現先オペを新たに導入する。</p>
6月14日	次回金融政策決定会合（7月30・31日）以降の長期国債の買入れについて、金融市場において長期金利がより自由な形で形成されるよう、減額していく方針を決定した（賛成8反対1）。今後1～2年程度の具体的な減額計画は、市場参加者の意見も確認し、次回会合にて決定する。
4月26日	被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関して、平成二十八年（2016年）熊本地震については、被災地金融機関の復旧・復興に向けた取り組みを支援するとの所期の目的を達成したことから、2024年6月1日より同オペレーションの対象となる災害から削除することを決定した。（この結果、同オペレーションの対象となる災害は東日本大震災のみとなつた。）
3月19日	<p>【マイナス金利政策の解除、長短金利操作（イールドカーブ・コントロール、YCC）の枠組みの廃止、オーバーシュート型コミットメントの終了、ならびに短期金利操作の主たる政策手段化】</p> <p>「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みおよびマイナス金利政策は役割を果たしたと考え、短期金利の操作を主たる政策手段として金融政策を運営する。マネタリーベースの残高に関するオーバーシュート型コミットメントについては、その要件を充足したものと判断する。以上を踏まえ、金融市場調節方針等を以下のとおりとすることを決定した。</p> <p>1. 金融市場調節方針等について（政策委員会・金融政策決定会合）</p> <p>(1) 金融市場調節方針（賛成7反対2）</p> <p>無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。</p> <p>この方針を実現するため、日本銀行当座預金（所要準備額相当部分を除く）に0.1%の付利金利を適用する。新たな金融市場調節方針および付利金利は、翌営業日（3月21日）から適用する。</p> <p>(2) 長期国債の買入れ（賛成8反対1）</p> <p>これまでと概ね同程度の金額（足もとの月間買入額は6兆円程度）で長期国債の買入れを継続する。長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。</p> <p>(3) 長期国債以外の資産の買入れ（全員一致）</p> <p>① ETFおよびJ-REITについて、新規の買入れを終了する。</p> <p>② CP等および社債等について、買入れ額を段階的に減額し、1年後をめどに買入を終了する。</p> <p>(4) 貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱い（全員一致）</p> <p>貸出増加支援資金供給、被災地金融機関支援オペ、気候変動対応オペの貸付利率を0.1%、貸付期間を1年として実施（従来は貸付利率：0%、貸付期間：貸</p>

		<p>出増加支援資金供給＝4年以内、被災地金融機関支援オペ＝2年以内、気候変動対応オペ＝原則1年)。貸出増加支援資金供給の貸付限度額は、貸出増加額と同額まで(従来は2倍の金額相当額まで)に変更。</p> <p>2. 本日の決定を受けた市場調節面の対応(金融市場局)</p> <p>(1) 短期の共通担保資金供給オペの運用</p> <p>2022年9月以降、金額無制限で実施してきた短期の共通担保資金供給オペについては、今後は、金融市場の状況を踏まえ、適宜の金額で実施する。オファー金額は、オファーの都度、通知する。</p> <p>(2) 国債補完供給の運用</p> <p>国債補完供給は、当面の間、「チーベスト銘柄等にかかる国債補完供給の要件緩和措置について」(2024年2月29日)を含め、現状の取扱いを継続する。ただし、「10年物国債のカレント3銘柄にかかる金融市場調節面の措置について」(2023年2月16日)は、取り止めることとする。</p>
	1月23日	「貸出増加を支援するための資金供給」について、貸付実行期限を1年間延長(2024年6月30日→2025年6月30日)することを決定(全員一致)。
2023年 (令和5年)	10月31日	<p>1. 長短金利操作の運用をさらに柔軟化することを決定。具体的には、長期金利の目標を引き続きゼロ%程度としつつ、その上限の目途を1.0%とし、大規模な国債買入れと機動的なオペ運営を中心に金利操作を行うこととする。</p> <p>(1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)</p> <p>①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする(全員一致)。</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。</p> <p>②長短金利操作の運用(賛成8反対1)</p> <p>長期金利の上限は1.0%を目途とし、上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。</p> <p>(2) 資産買入れ方針(全員一致)</p> <p>長期国債以外の資産の買入れについては、前回より変更なし。</p>
	7月28日	<p>1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、長短金利操作の運用を柔軟化することを決定した。わが国の物価情勢を展望すると、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」の持続的・安定的な実現を見通せる状況には至っておらず、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、粘り強く金融緩和を継続する必要がある。そうした中、経済・物価を巡る不確実性がきわめて高いことに鑑みると、長短金利操作の運用を柔軟化し、上下双方向のリスクに機動的に対応していくことで、この枠組みによる金融緩和の持続性を高めることが適当である。</p> <p>長短金利操作、資産買入れ方針については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)</p> <p>①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする(全員一致)。</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。</p> <p>②長短金利操作の運用(賛成8反対1)</p> <p>長期金利の変動幅は「±0.5%程度」を目途とし、長短金利操作について、より</p>

		<p>柔軟に運用する。10年物国債金利について1.0%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。(脚注:現在の金利情勢のもとでは応札は見込まれないと考えられるが、当分の間、毎営業日、実施する。)上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。</p> <p>(2) 資産買入れ方針(全員一致)</p> <p>長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。</p> <p>①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。</p> <p>②CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準(約3兆円)へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。</p>
	1月18日	<p>①「貸出増加を支援するための資金供給」の貸付実行期限を1年間延長すること、②「気候変動対応オペ」の対象先を拡大し、新たに、系統会員金融機関を含めること、③「共通担保資金供給オペ」を拡充すること、を決定(いずれも全員一致)。</p> <p>このうち、共通担保資金供給オペの拡充については、(i)貸付期間について、金利入札方式の場合も、固定金利方式の場合と同様に、期間10年以内の期間とする(従来は、固定金利方式は期間1年以内)、(ii)固定金利方式の貸付利率について、年限ごとの国債の市場実勢相場を踏まえ、金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促す観点から、貸付けのつど決定する利率とする(従来は年0%)とされた。</p>
2022年 (令和4年)	12月20日	<p>1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、緩和的な金融環境を維持しつつ、市場機能の改善を図り、より円滑にイールドカーブ全体の形成を促していくため、長短金利操作の運用を一部見直すことを決定した。本年春先以降、海外の金融資本市場のボラティリティが高まっており、わが国の市場もその影響を強く受けている。債券市場では、各年限間の金利の相対関係や現物と先物の裁定などの面で、市場機能が低下している。国債金利は、社債や貸出等の金利の基準となるものであり、こうした状態が続ければ、企業の起債など金融環境に悪影響を及ぼす惧れがある。日本銀行としては、今回の措置により、イールドカーブ・コントロールを起点とする金融緩和の効果が、企業金融などを通じて、より円滑に波及していくと考えており、この枠組みによる金融緩和の持続性を高めることで、「物価安定の目標」の実現を目指していく考えである。</p> <p>2. 金融市場調節方針、資産買入れ方針については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(全員一致)</p> <p>①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。</p> <p>②長短金利操作の運用</p> <p>国債買入れ額を大幅に増額しつつ、長期金利の変動幅を、従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大する。</p> <p>10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、各年限において、機動的に、買入れ額のさらなる増額や指値オペを実施する。</p>

		<p>※本日公表する「長期国債買入れ（利回り・価格入札方式）の四半期予定」では、従来の月間 7.3 兆円から 9 兆円程度に増額する。</p> <p>（2）資産買入れ方針（全員一致）</p> <p>長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。</p> <p>①ETF および J-REIT について、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。</p> <p>②CP 等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP 等：約 2 兆円、社債等：約 3 兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。</p>
	9月 22 日	<p>（1）新型コロナ対応金融支援特別オペの取り扱い</p> <p>①感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、期限を半年間延長し、2023 年 3 月末に終了することとする。この間、毎月 1 回、3か月物の資金供給を実施する。</p> <p>②感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、期限を 3か月間延長し、2022 年 12 月末に終了することとする。この間、毎月 1 回、3か月物の資金供給を実施する。</p> <p>（2）金額無制限の共通担保資金供給オペの実施</p> <p>上記オペの期限到来後も中小企業等の資金繰りを支えるとともに、より幅広い資金繰りニーズに応える観点から、幅広い担保を裏付けとして資金を供給している「共通担保資金供給オペ」について、金額に上限を設けずに実施することとする（9 月 27 日に予定している次回実施分から変更）。</p>
	4月 28 日	<p>連続指値オペの運用の明確化</p> <p>金融市場調節方針を実現するため、10 年物国債金利について 0.25% の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施することとした。</p>
	1月 18 日	<p>「貸出増加を支援するための資金供給」について、貸付実行期限を 1 年間延長することを決定（全員一致）。</p>
2021 年 (令和 3 年)	12 月 17 日	<p>1. 新型コロナウイルス感染症は、引き続き内外経済に大きな影響を及ぼしているが、わが国の金融環境は、全体として改善している。大企業についてみると、CP・社債市場は良好な発行環境となっているほか、貸出市場でも予備的な流動性需要に落ち着きがみられる。中小企業の資金繰りについては、総じてみれば改善傾向にあるが、対面型サービス業など一部には、なお厳しさが残っている。こうした情勢を踏まえ、日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、中小企業等の資金繰りを引き続き支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの一部について、以下のとおり、期限を 2022 年 9 月末まで半年間延長することを決定した。</p> <p>（1）新型コロナ対応金融支援特別オペ（全員一致）</p> <p>①感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、現行の取扱いのまま、期限を半年間延長する。</p> <p>②感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、2022 年 4 月以降、貸出促進付利制度上の付利金利を 0 %（カテゴリーⅢ）、マクロ加算残高への算入は利用残高相当額としたうえで、バックファイナンス措置として期限を半年間延長する。</p> <p>③大企業向けや住宅ローンを中心とする民間債務担保分は、期限どおり、2022 年 3 月末をもって終了する。</p> <p>（2）CP・社債等の買入れ</p> <p>CP・社債等の買入れ増額措置は、期限どおり、2022 年 3 月末をもって終了する。2022 年 4 月以降は、感染症拡大前と同程度の買入れペースに戻し、CP・社債等の買入れ残高を、感染症拡大前の水準（CP 等：約 2 兆円、社債等：約</p>

	<p>3兆円)へと徐々に引き下げていく。</p> <p>2. 金融市場調節方針、長期国債以外の資産の買入れ方針については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成 8 反対 1）</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。</p> <p>(2) 資産買入れ方針（全員一致）</p> <p>① E T F および J – R E I T について、それぞれ年間約 12兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。</p> <p>② C P 等、社債等については、2022 年 3月末までの間、合計で約 20兆円の残高を上限に、買入れを行う。</p>
11月 16 日	<p>(通常会合) 地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて</p> <p>地域金融強化のための特別当座預金制度の適切な運営を確保する観点から、特別付利対象金額の上限を次のとおり見直す。</p> <p>●次の①または②のうち、いずれか小さい金額を上限とする。</p> <p>①対象先の 2019 年度の当座預金残高（所要準備額を除く）に足もとの全当座預金取引先の当座預金残高の伸び率を乗じて得た金額（見直しなし）</p> <p>②対象先の 2019 年度の当座預金残高（所要準備額を除く）に 2017 年度から 2019 年度までの全当座預金取引先の当座預金残高の平均的な年間伸び率（104.9%）を乗じて得た金額</p> <p>(実施日)</p> <p>●本年 11 月積み期間における特別付利から適用する。ただし、年度途中における見直しが金融機関経営に及ぼす影響に配慮し、経過措置として、今年度中（2022 年 3 月積み期間まで）は、本件決定前の直近積み期間（本年 10 月積み期間）における各対象先の特別付利対象残高までの付利を行う。</p>
6月 18 日	<p>(1) 新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長（賛成 8 異議権 1）</p> <p>企業等の資金繰りは、一頃より改善しているが、新型コロナウイルス感染症の影響からストレスのかかる状況が続くとみられる。こうした情勢を踏まえ、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムについて、期限を 2022 年 3月末まで半年間延長する。</p> <p>(2) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成 7 反対 1 異議権 1）</p> <p>次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。</p> <p>(3) 資産買入れ方針（賛成 8 異議権 1）</p> <p>長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。</p> <p>① E T F および J – R E I T について、それぞれ年間約 12兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。</p> <p>② C P 等、社債等については、2022 年 3月末までの間、合計で約 20兆円の残高を上限に、買入れを行う。</p>
3月 19 日	<p>より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検</p> <p>(1) イールドカーブ・コントロールの運営</p> <p>①貸出促進付利制度の創設（4月積み期から適用）</p> <p>日本銀行が金融機関の貸出を促進する観点から行っている各種資金供給について、その残高に応じて一定の金利をインセンティブとして付与する制度（貸出</p>

		<p>促進付利制度)を創設し、このインセンティブが、短期政策金利と連動するようにする。</p> <p>対象となる資金供給とインセンティブの組み合わせについては、3つのカテゴリーを設ける。今回、①カテゴリーIの適用金利を0.2%、対象を新型コロナ対応特別オペ(プロパー分)、②カテゴリーIIの適用金利を0.1%、対象を新型コロナ対応特別オペ(プロパー分以外)、③カテゴリーIIIの適用金利をゼロ、対象を貸出支援基金および被災地オペ、とする。各カテゴリーの付利水準および対象となる資金供給は、今後の状況に応じて、必要があれば、決定会合で変更する。</p> <p>あわせて、マイナス金利政策導入以降の金融機関の日銀当座預金の変動を踏まえ、実際の政策金利残高と完全裁定後の政策金利残高の乖離を縮小させるため、補完当座預金制度におけるマクロ加算残高の算出方法を調整する。</p> <p>②長期金利の変動幅についての明確化</p> <p>長期金利の変動幅について明確化することとし、上下に±0.25%程度とする。なお、特に下限については、日々の動きの中で金利が一時的に下回るような場合に、そうした動きに厳格には対応しない。</p> <p>③連続指値オペ制度の導入</p> <p>金利の大幅な上昇を抑制する方法としては、特定の年限の国債を固定金利で無制限に買い入れる指値オペがある。これをさらに強化するために、一定期間、指値オペを連続して行う「連続指値オペ制度」を新たに導入する。</p> <p>④当面のイールドカーブ・コントロールの運営</p> <p>長期金利については、±0.25%程度で変動することを想定している。また、超長期金利については、過度な低下は、長い目でみて、経済活動に悪影響を及ぼす可能性がある。もっとも、特に、新型コロナウイルス感染症の影響が続くもとでは、イールドカーブ全体を低位で安定させることを優先して、イールドカーブ・コントロールの運営を行っていく。</p> <p>(2) 資産買入れ等</p> <p>①ETFおよびJ-REITの買入れ</p> <p>ETFおよびJ-REITの買入れについては、感染症の影響への対応のための臨時措置として決定したそれぞれ約12兆円および約1,800億円の年間増加ペースの上限を、感染症収束後も継続することとし、必要に応じて、買入れを行う。買入れを行ったときは、直ちに政策委員に報告する。</p> <p>また、ETF買入れについては、今後、指数の構成銘柄が最も多いTOPIXに連動するものののみを買入れることとする。</p> <p>②CP等、社債等の買入れ</p> <p>CP等、社債等の買入れについては、2021年9月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行うこととする。なお、感染症の影響への対応としてのCP等、社債等の買入れを終了した後も、一定のCP等、社債等の買入れは継続する。</p> <p>③金融政策決定会合における金融機構局からの報告</p> <p>今後、「経済・物価情勢の展望」を決定する金融政策決定会合(年4回)において、金融システムの動向について、金融機構局から報告を受けることとする。</p>
2020年 (令和2年)	12月18日	<p>新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの半年間延長及び運用面の見直し</p> <p>(1) CP・社債等の増額買入れ(全員一致)</p> <p>CP・社債等の増額買入れの期限を半年間延長し、2021年9月末までとする。</p> <p>CP・社債等買入れについては、引き続き、合計約20兆円の残高を上限に買入れを実施するが、このうち、追加買入枠については、CP等と社債等の合計で15兆円とし、市場の状況に応じて、それぞれに配分することとする。</p> <p>(2) 新型コロナ対応金融支援特別オペ(全員一致)</p> <p>新型コロナ対応金融支援特別オペの期限を半年間延長し、2021年9月末まで</p>

	<p>とする。あわせて、民間金融機関が独自に行っている中小企業等への新型コロナ対応融資を一層積極的に支援するため、同オペの対象となる適格融資のうち、プロパー融資にかかる一金融機関当たりの上限（1,000 億円）を撤廃することとする。</p>
5月 22 日	<p>1. 「新たな資金供給手段」の具体的な内容を決定（全員一致）。</p> <p>（1）概要 貸付先が報告する適格融資の残高を限度に、共通担保を担保として、期間 1 年以内、利率ゼロ%で資金供給を行う制度。</p> <p>（2）対象となる適格融資</p> <p>①制度融資 緊急経済対策における無利子・無担保融資や新型コロナウイルス感染症対応として信用保証協会による保証の認定を受けて実行した融資</p> <p>②①に準じるプロパー融資 プロパー融資のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等に対して行う、融資条件面で①に準じる融資（1 先当りの上限：1,000 億円）</p> <p>（3）「マクロ加算残高」への加算措置 利用残高の 2 倍の金額を「マクロ加算残高」に加算する。</p> <p>（4）当座預金への付利 利用残高に相当する当座預金へ +0.1% を付利する。</p> <p>（5）対象先 系統会員金融機関等も利用可能とする。</p> <p>（6）実施のタイミング 本措置による資金供給は、5 月末時点の金融機関の融資実績を踏まえて、6 月中に開始する予定。</p> <p>（7）その他 本措置については、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」と一体的に運営する。</p> <p>2. これにより、企業等の資金繰り支援のための日本銀行の措置として、①C P・社債等の買入れ（残高上限：約 20 兆円）、②新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ（資金供給の対象＜担保として差入れられている民間債務＞：約 25 兆円＜4 月末現在＞）に、③新たな資金供給手段（資金供給の対象＜緊急経済対策における無利子・無担保融資を中心とする適格融資＞：約 30 兆円）、が加わることとなった。この 3 つの措置をあわせて「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム（特別プログラム）」（総枠約 75 兆円）とし、期限を半年間延長して、2021 年 3 月末までとすることとした（全員一致）。</p>
4月 27 日	<p>1. C P・社債等買入れの増額等（全員一致） C P・社債等の追加買入枠を大幅に拡大し、合計約 20 兆円の残高を上限に買入れを実施する。あわせて、C P・社債等の発行体毎の買入限度を大幅に緩和するほか、買入対象とする社債等の残存期間を 5 年まで延長する。</p> <p>2. 新型コロナ対応金融支援特別オペの拡充（全員一致） 3 月に導入・開始した新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペについて、金融機関が、企業を中心に幅広く民間部門に対する金融仲介機能を一層発揮することを、しっかりと支援するため、①対象担保範囲の家計債務を含めた民間債務全般への拡大（対象担保：約 8 兆円→約 23 兆円＜3 月末＞）、②対象先の拡大（新たに、系統会員金融機関等を含める）、③本オペの利用残高に相当する当座預金への +0.1% の付利、の 3 つの措置を講じる（付利は 5 月積み期から実施）。なお、名称は「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」と改める。</p> <p>これに加えて、日本銀行として、中小企業等の資金繰りをさらに支援するため、政府の緊急経済対策等における資金繰り支援制度も踏まえた金融機関への新た</p>

	<p>な資金供給手段の検討を早急に行い、その結果を改めて金融政策決定会合に報告するよう、議長より執行部に対し、指示がなされた。</p> <p>3. 国債のさらなる積極的な買入れ</p> <p>債券市場の流動性が低下しているもとで、政府の緊急経済対策により国債発行が増加することの影響も踏まえ、債券市場の安定を維持し、イールドカーブ全体を低位で安定させる観点から、当面、長期国債、短期国債ともに、さらに積極的な買入れを行う。</p> <p>4. 金融市場調節方針、E T FおよびJ – R E I Tの買入れ方針</p> <p>(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成 8 反対 1）</p> <p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。</p> <p>長期金利：10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする。</p> <p>(2) E T FおよびJ – R E I Tの買入れ方針（全員一致）</p> <p>E T FおよびJ – R E I Tについて、当面は、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。</p>
3月 16 日	<p>1. 一層潤沢な資金供給の実施</p> <p>積極的な国債買入れなどのほか、2. および3. の手段も活用しつつ、当面、円資金の一層潤沢な供給に努める。</p> <p>米ドル資金については、カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびイスイス国民銀行と協調して、資金供給オペについて、貸付金利を 0.25%引き下げるとともに、これまでの 1 週間物に加え、3か月物を週次で実施することを公表。</p> <p>2. 企業金融支援のための措置</p> <p>(1) 「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペ」の導入（全員一致）</p> <p>民間企業債務を担保（約 8 兆円<2020 年 2 月末>）に、最長 1 年の資金を金利ゼロ%で供給する新たなオペレーション（残高の 2 倍の金額を「マクロ加算残高」に加算）を導入する。同措置は、2020 年 9 月末まで実施する。</p> <p>(2) C P・社債等買入れの増額（全員一致）</p> <p>C P・社債等の追加買入枠を合計 2 兆円設け、C P 等は約 3.2 兆円、社債等は約 4.2 兆円の残高を上限に買入れを実施する。増額買入れは、2020 年 9 月末まで継続する。</p> <p>3. E T F・J – R E I Tの積極的な買入れ（全員一致）</p> <p>E T FおよびJ – R E I Tについて、当面は、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。</p> <p>4. 被災地金融機関支援オペの見直し</p> <p>(1) 見直しの趣旨</p> <p>被災地金融機関支援オペは、これまで、東日本大震災および平成 28 年熊本地震の各々に対して制度を設け、期限を 1 年ずつ更新する枠組みとしていた。今般、新たな枠組みに一本化のうえで、期限を廃止する等の見直しを実施。</p> <p>(2) 見直しの概要</p> <p>①枠組みの期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限を設けない。 <p>②貸付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間を 2 年以内に延長する（従来は 1 年以内）。 <p>③対象先ごとの貸付限度額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地金融機関の復旧・復興に向けた資金需要を踏まえ、年次で見直す。

		<p>④補完当預制度上の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マクロ加算2倍措置」を引き続き講じる。 <p>(3) 実施日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな枠組みは7月1日から実施する。それまでの間は、現在の枠組みを2か月間延長する。
2019年 (平成31年・ 令和元年)	12月19日	<p>1. ETF貸付制度の導入</p> <p>(1) 貸付対象銘柄</p> <p>保有ETF全銘柄のうち、日本銀行が適当と認めたものとする。</p> <p>(2) 貸付対象先</p> <p>当預取引先のうち、ETF市場の主要参加者として日本銀行が選定した先とする。貸付対象先は、年1回の頻度で見直す。</p> <p>(3) 貸付方式</p> <p>日本銀行が保有するETFを、信託財産として管理する受託者を通じて貸し付ける方式とする。</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>1年以内とする。なお、契約上は、予め返済期限を設けず双方が隨時返済を求め得る扱いとする。</p> <p>(5) 貸付利率</p> <p>利率入札方式または固定利率方式により決定する。</p> <p>(6) 貸付日等</p> <p>貸付日、貸付金額、貸付先等は、貸付けのつど決定する。</p> <p>(7) 担保</p> <p>時価に掛目を乗じた金額の担保金を受託者に差し入れさせる。担保金には、政策金利残高に適用される利率を付す。</p>
	10月31日	<p>新たな「政策金利のフォワードガイダンス」を決定</p> <p>「日本銀行は、政策金利については、「物価安定の目標」に向けたモメンタムが損なわれる惧れに注意が必要な間、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している」旨を公表。</p>
	4月25日	<p>1. 政策金利のフォワードガイダンスの明確化</p> <p>「日本銀行は、海外経済の動向や消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも2020年春頃まで、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している」旨を公表。</p> <p>2. 強力な金融緩和の継続に資する措置の実施</p> <p>(1) 日本銀行適格担保の拡充</p> <p>①企業債務に関する信用力要件を、以下の基本方針のとおり緩和する。</p> <p>(i)外部格付けを取得している企業の債務については、当該企業がBBB格相当以上の格付けを取得していること。</p> <p>(ii)外部格付けを取得していない企業の債務については、金融機関の自己査定で当該企業が正常先に区分されていること。</p> <p>②地方公共団体に対する証券貸付債権等については、貸付条件の決定方法として入札等の実施を求めない。非公募地方債については、公募地方債との表面利率および発行価格較差要件を求めない。</p> <p>③セカンダリー市場で取得した政府向け証券貸付債権等を適格担保として受け入れることとする。</p> <p>(2) 成長基盤強化支援資金供給の利便性向上・利用促進</p> <p>①「成長基盤強化を支援するための資金供給」(円貨)の利用先に本資金供給の実績を踏まえた利用枠を付与し、その範囲内で資金供給を受けられることとする。</p> <p>②「成長基盤強化を支援するための資金供給」および「貸出増加を支援するための資金供給」について、新規貸付の実行日の期限を2021年6月まで延長す</p>

		<p>る。</p> <p>(3) 国債補完供給（S L F）の要件緩和 最低品貸料の引き下げ、銘柄別の売却上限額の撤廃等の要件緩和を行う。</p> <p>(4) E T F 貸付制度の導入 日本銀行が保有する E T F を市場参加者に一時的に貸し付けることを可能とする制度の導入を検討する。</p>
	1月 23 日	<p>「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を 1 年間延長することを決定（全員一致）。</p>
2018 年 (平成 30 年)	7 月 31 日	<p>【政策金利のフォワードガイダンス】の導入</p> <p>1. 政策金利のフォワードガイダンス 「日本銀行は、2019 年 10 月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している」旨を公表。</p> <p>2. 実務的な対応</p> <p>(1) 政策金利残高の見直し 日本銀行当座預金のうち、マイナス金利が適用される政策金利残高（金融機関間で裁定取引が行われたと仮定した金額）を、長短金利操作の実現に支障がない範囲で、現在の水準（平均して 10 兆円程度）から減少させる。</p> <p>(2) E T F の銘柄別の買入れ額の見直し E T F の銘柄別の買入れ額を見直し、T O P I X に連動する E T F の買入れ額を拡大する。</p>
	1月 23 日	<p>「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を 1 年間延長することを決定（全員一致）。</p>
2017 年 (平成 29 年)	1月 31 日	<p>「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を 1 年間延長することを決定（全員一致）。</p>
2016 年 (平成 28 年)	9 月 21 日	<p>【長短金利操作付き量的・質的金融緩和】の導入</p> <p>1. 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）</p> <p>(1) 金融市场調節方針（賛成 7 反対 2） 金融市场調節方針は、長短金利の操作についての方針を示すこととする。次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下のとおりとする。今後、必要な場合、さらに金利を引き下げる。 短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。 長期金利：10 年物国債金利が概ね現状程度（ゼロ%程度）で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約 80 兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。買入対象については、引き続き幅広い銘柄とし、平均残存期間の定めは廃止する。</p> <p>(2) 長短金利操作のための新型オペレーションの導入（賛成 8 反対 1） 長短金利操作を円滑に行うため、以下の新しいオペレーション手段を導入する。 ①日本銀行が指定する利回りによる国債買入れ（指値オペ） ②固定金利の資金供給オペレーションを行うことができる期間を 10 年に延長（現在は 1 年）</p> <p>2. オーバーシュート型コミットメント</p>

	2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、またマネタリーベースの残高は、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続することを表明。
7月29日	<p>1. E T F 買入れ額の増額（賛成7反対2） E T Fについて、保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う（現行の約3.3兆円からほぼ倍増）。</p> <p>2. 企業・金融機関の外貨資金調達環境の安定のための措置（全員一致） (1) 成長支援資金供給・米ドル特則の拡大 成長支援資金供給・米ドル特則（企業の海外展開を支援するため、最長4年の米ドル資金を金融機関経由で供給する制度）の総枠を240億ドル（約2.5兆円）に拡大する（現行の120億ドルから倍増）。 (2) 米ドル資金供給オペの担保となる国債の貸付け制度の新設 金融機関に対する米ドル資金供給オペに関し、担保となる国債を、日本銀行当座預金を見合いとして貸し付ける制度を新設する。</p> <p>3. 次回の金融政策決定会合において、「量的・質的金融緩和」・「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」のもとでの経済・物価動向や政策効果について総括的な検証を行うこととし、議長はその準備を執行部に指示した。</p>
4月28日	熊本地震の被災地の金融機関を対象に、復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するため、被災地金融機関支援オペ（貸付総額3,000億円、無利息で実施、残高の2倍の金額をゼロ%の金利を適用する「マクロ加算残高」に加算）等の措置を導入することを決定（全員一致）。
3月15日	<p>「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を円滑に実施する観点からの実務的な対応を決定。</p> <p>1. 0%の金利を適用する「マクロ加算残高」の見直しを原則として3か月毎に行う。</p> <p>2. M R F の証券取引における決済機能に鑑み、M R F を受託する金融機関の「マクロ加算残高」に、受託残高に相当する額（昨年の受託残高を上限とする）を加える（4月積み期から適用）。</p> <p>3. 金融機関の貸出増加に向けた取り組みをより一層支援するため、今後「貸出支援基金」および「被災地金融機関支援オペ」の残高を増加させた金融機関については、増加額の2倍の金額を「マクロ加算残高」に加算することとする（5月積み期から適用）。</p>
1月29日	<p>【マイナス金利付き量的・質的金融緩和】の導入】</p> <p>1. 「金利」：マイナス金利の導入（賛成5反対4） 金融機関が保有する日本銀行当座預金に▲0.1%のマイナス金利を適用する。今後、必要な場合、さらに金利を引き下げる。 具体的には、日本銀行当座預金を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じてプラス金利、ゼロ金利、マイナス金利を適用する。 貸出支援基金、被災地金融機関支援オペおよび共通担保資金供給は、ゼロ金利で実施する。</p> <p>2. 「量」：金融市場調節方針（賛成8反対1） 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。 マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。</p> <p>3. 「質」：資産買入れ方針（賛成8反対1） 資産の買入れについては、以下のとおりとする。 (1) 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～</p>

		<p>12年程度とする。</p> <p>(2) E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。</p> <p>(3) C P等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。</p> <p>4. 「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の継続</p> <p>日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を継続する。今後とも、経済・物価のリスク要因を点検し、「物価安定の目標」の実現のために必要な場合には、「量」・「質」・「金利」の3つの次元で、追加的な金融緩和措置を講じる。</p>
2015年 (平成27年)	12月18日	<p>1. 設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業に対するサポート</p> <p>(1) 新たなE T F買入れ枠の設定（賛成6反対3）</p> <p>E T Fの買入れについて、現在の年間約3兆円の買入れに加え、新たに年間約3,000億円の枠を設け、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするE T Fを買入れる。当初は、J P X日経400に連動するE T Fを買入対象とし、この施策の趣旨に合致する新規のE T Fが組成された場合には、速やかに買入対象に加える。新たな枠によるE T F買入れは、日本銀行が買入れた銀行保有株式の売却開始に伴う市場への影響を打ち消す観点から、2016年4月より開始する。</p> <p>(2) 成長基盤強化支援資金供給の拡充（全員一致）</p> <p>成長基盤強化支援資金供給における適格投融資として、現在の18項目に、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」を追加するとともに、本項目の投融資について、手続きを簡素化する。</p> <p>(3) 貸出支援基金等の延長（全員一致）</p> <p>「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」および「被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置」について、受付期間を1年間延長する。</p> <p>2. 「量的・質的金融緩和」の円滑な遂行のための措置</p> <p>(1) 日本銀行適格担保の拡充（全員一致）</p> <p>「量的・質的金融緩和」のもとでの長期国債買入れに伴って金融機関が保有する適格担保が減少していることを踏まえ、外貨建て証書貸付債権を適格担保とするほか、金融機関の住宅ローン債権を信託等の手法を用いて一括して担保として受け入れることを可能とする制度を導入する。</p> <p>(2) 長期国債買入れの平均残存期間の長期化（賛成6反対3）</p> <p>長期国債のグロースペースでの買入れ額が増大することが見込まれることから、買入れを柔軟かつ円滑に実施するため、平均残存期間を現在の7年～10年程度から、7年～12年程度に長期化する。また、国債の市場流動性を確保する観点から、国債補完供給（S L F）の連続利用日数に関する要件を緩和する。いずれも2016年1月から実施する。</p> <p>(3) J-R E I Tの買入限度額の引き上げ（賛成6反対3）</p> <p>現在、J-R E I Tについては、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発行済投資口の総数の「5%以内」としているが、市場における発行残高との対比でみた日本銀行の保有残高が増加していることから、これを「10%以内」に引き上げる。</p>
	1月21日	<p>1. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」（以下「貸出増加支援」）、「成長基盤強化を支援するための資金供給」（以下「成長基盤強化支援」）、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」および「被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置」について、以下のとおりとする（全員一致）。</p>

		<p>(1) 期限を 1 年間延長する。</p> <p>(2) 「成長基盤強化支援」(本則) の対象金融機関毎の上限を 1 兆円から 2 兆円へ、総枠を 7 兆円から 10 兆円にそれぞれ引き上げる。</p> <p>(3) 「貸出増加支援」および「成長基盤強化支援」について、日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入する。</p>
2014 年 (平成 26 年)	10 月 31 日	<p>1. マネタリーベース増加額の拡大 (賛成 5 反対 4) マネタリーベースが、年間約 80 兆円 (約 10~20 兆円追加) に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。</p> <p>2. 資産買入れ額の拡大および長期国債買入れの平均残存年限の長期化 (賛成 5 反対 4) (1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円 (約 30 兆円追加) に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間を 7 年~10 年程度に延長する (最大 3 年程度延長)。 (2) E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円 (3 倍増)、年間約 900 億円 (3 倍増) に相当するペースで増加するよう買入れを行う。新たに J P X 日経 400 に連動する E T F を買入れの対象に加える。</p>
	2 月 18 日	<p>1. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」と「成長基盤強化を支援するための資金供給」について、規模を 2 倍としたうえで、1 年間延長する (全員一致)。 (1) 「貸出増加を支援するための資金供給」については、金融機関が貸出を増加させた額の 2 倍まで、日本銀行から資金供給を受けられることとする。 (2) 「成長基盤強化を支援するための資金供給」については、本則の総枠を 3 兆 5 千億円から 7 兆円に倍増する。 (3) 両資金供給について、固定金利 0.1% で 4 年間 (現在は 1~3 年間) の資金供給を受けられることとする。</p> <p>2. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置について、1 年間延長する (全員一致)。</p>
2013 年 (平成 25 年)	4 月 4 日	<p>【「量的・質的金融緩和」の導入】</p> <p>1. 「量的・質的金融緩和」の導入 日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率 2% の「物価安定の目標」を、2 年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。このため、マネタリーベースおよび長期国債・E T F の保有額を 2 年間で 2 倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を 2 倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行う。</p> <p>(1) マネタリーベース・コントロールの採用 (全員一致) 量的な金融緩和を推進する観点から、金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート (オーバーナイト物) からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針を以下のとおりとする。 「マネタリーベースが、年間約 60~70 兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。」</p> <p>(2) 長期国債買入れの拡大と年限長期化 (全員一致) イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約 50 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。また、長期国債の買入れ対象を 40 年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、買入れの平均残存期間を現状の 3 年弱から国債発行残高の平均並みの 7 年程度に延長する。</p> <p>(3) E T F 、 J - R E I T の買入れ拡大 (全員一致) 資産価格のプレミアムに働きかける観点から、E T F および J - R E I T の保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 300 億円に相当するペースで増加す</p>

		<p>るよう買入れを行う。</p> <p>(4) 「量的・質的金融緩和」の継続（賛成 8 反対 1）</p> <p>「量的・質的金融緩和」は 2%の「物価安定目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する。</p> <p>2. 「量的・質的金融緩和」に伴う対応</p> <p>(1) 資産買入等の基金の廃止</p> <p>資産買入等の基金は廃止する。「金融調節上の必要から行う国債買入れ」は、既存の残高を含め、上記の長期国債の買入れに吸収する。</p> <p>(2) 日銀券ルールの一時的適用禁止</p> <p>いわゆる「日銀券ルール」※を、「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止する。</p> <p>※「金融調節上の必要から行う国債買入れ」を通じて日本銀行が保有する長期国債の残高について、日本銀行券発行残高を上限とするという考え方（2001年3月19日決定）</p> <p>(3) 市場参加者との対話の強化</p> <p>市場参加者との間で、金融市场調節や市場取引全般に関し、これまで以上に密接な意見交換を行う場を設ける。また、差し当たり、市場の国債の流動性に支障が生じないよう、国債補完供給制度（SLF）の要件を緩和する。</p> <p>3. 被災地金融機関支援基金の延長</p> <p>被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置を 1 年間延長する。</p>
1 月 22 日		<p>【「物価安定の目標」の導入】</p> <p>1. 「物価安定の目標」の導入（賛成 7 反対 2）</p> <p>日本銀行は、物価安定についての考え方に関する議論を行い、「物価安定の目標」を導入することとし、あわせて「金融政策運営の枠組みのもとでの『物価安定の目標』について」を公表することとした。物価安定の目標は消費者物価の前年比上昇率で 2%とした。</p> <p>2. 「期限を定めない資産買入れ方式」の導入（全員一致）</p> <p>日本銀行は、物価安定の目標の実現を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置を、それぞれ必要と判断される時点まで継続することを通じて、強力に金融緩和を推進することとした。その際、資産買入等の基金の運営について、現行方式での買入れが完了した後、2014 年初から、期限を定めず毎月一定額の金融資産を買い入れる方式を導入し、当分の間、毎月、長期国債 2 兆円程度を含む 13 兆円程度の金融資産の買入れを行うこととした。</p> <p>3. 政府・日本銀行の共同声明の公表（賛成 7 反対 2）</p> <p>日本銀行は、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」を政府と共同して、公表することを決定した。</p>
2012 年 (平成 24 年)	12 月 20 日	<p>1. 「資産買入等の基金」の増額決定（全員一致）</p> <p>「資産買入等の基金」を 91 兆円程度から 101 兆円程度に 10 兆円程度増額する。基金増額の対象については、短期国債を 5 兆円程度、長期国債を 5 兆円程度とする。「資産買入等の基金」を通じた今後 1 年間の追加的な資産買入れ額は、既に決定したものと合わせ、36 兆円程度となる。</p> <p>2. 「貸出増加を支援するための資金供給」の詳細決定（全員一致）</p> <p>「貸出増加を支援するための資金供給」は、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその全額を低利・長期で無制限に資金供給するものである。その詳細について、実施機関を 2014 年 3 月末までの 15 ヶ月間とすることなど決定した。「貸出増加を支援するための資金供給」による供給額は、様々な要素に依存するが、最近の貸出実績を前提にすると、15 兆円を上回ると想定できる。</p> <p>3. 物価安定についての考え方に関する議長指示</p> <p>日本銀行は、「中長期的な物価安定の目途」について、原則としてほぼ 1 年ごと</p>

	に点検していくこととしている。次回金融政策決定会合において、金融政策運営に当たり目指す中長期的な物価の安定について検討を行うこととし、議長は、必要な論点を整理し、次回の会合で報告するよう、執行部に指示した。
12月13日	<p>「中央銀行間スワップ取極の延長」を公表 カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびイスラエル銀行は、米ドル・スワップ取極について、2014年2月1日まで延長することを公表した。(当該米ドル・スワップ取極は、従来、2013年2月1日まで継続するとされていたもの。) また、上記中央銀行は、市場の状況によって必要とされる場合に、各国・地域においてこれらの中央銀行がいずれの通貨でも流動性供給を行うことを可能とするスワップ取極についても、2014年2月1日まで延長することとした。(当該スワップ取極は、2013年2月1日まで継続するとされていたもの。) 日本銀行も次回(12月20日)の金融政策決定会合において、これらのスワップ取極の延長を検討する予定であることを公表した。</p>
10月30日	<p>1. 資産買入等の基金の増額を決定。(全員一致) 長めの金利やリスク・プレミアムへのさらなる働きかけを通じて、企業や家計等の金融環境をより緩和的にするため、資産買入等の基金を80兆円程度から91兆円程度に11兆円程度増額する。増額分の買入対象資産ごとの内訳は、以下の通りとし、2013年12月末までに増額を完了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期国債：5兆円程度 ・国庫短期証券：5兆円程度 ・CP等：0.1兆円程度 ・社債等：0.3兆円程度 ・指数連動型上場投資信託：0.5兆円程度 ・不動産投資信託：0.01兆円程度 <p>2. 「貸出増加を支援するための資金供給」の枠組みを創設。(全員一致) 金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその金額を低利・長期で資金供給する。資金供給の総額の上限は設定せず、無制限とする。本措置による資金供給と「成長基盤強化を支援するための資金供給」を合わせて、「貸出支援基金」とする。</p> <p>3. 政府・日銀は共同で「デフレ脱却に向けた取組について」を発表。</p>
9月19日	<p>資産買入等の基金につき、以下を決定。(全員一致)</p> <p>1. 資産買入等の基金を70兆円程度から80兆円程度に10兆円程度増額する。基金の増額に当たり、買入れの対象は短期国債(5兆円程度)および長期国債(5兆円程度)とする。資産買入等の基金の増額は、2013年12月を目途に完了する。このうち、短期国債の増額は2013年6月末を目途に完了する。長期国債の増額は2013年12月末を目途に完了する。これにより、2012年12月末時点、2013年6月末時点および2013年12月末時点における基金の規模は、それぞれ65兆円程度、75兆円程度および80兆円程度となる。</p> <p>2. 長期国債の買入れをより確実に行うため、当該買入れにおける入札下限金利(現在、年0.1%)を撤廃する。社債の買入れについても同様とする。</p>
7月12日	<p>固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション等において応札額が未達となるケースがみられていることから以下の措置を決定。</p> <p>1. 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを5兆円程度減額し、短期国債買入れを5兆円程度増額する。</p> <p>2. 短期国債の買入れをより確実に行うため、当該買入れにおける入札下限金利(現在、年0.1%)を撤廃する。CPの買入れについても同様とする。</p> <p>3. 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションについて、金融機関の資金需要に柔軟に対応するため、「期間3か月」と「期間6か月」の区分をなく</p>

		し、「期間 6か月以下」とする。
4月 27 日		<p>「資産買入等の基金」について以下を決定。(全員一致)</p> <p>1. 資産買入等の基金を 65 兆円程度から 70 兆円程度に 5 兆円程度増額する。その内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1) 長期国債の買入れを 10 兆円程度増額する。</p> <p>(2) 指数連動型上場投資信託受益権（E T F）の買入れを 2 千億円程度、不動産投資法人投資口（J – R E I T）の買入れを百億円程度、それぞれ増額する。</p> <p>(3) 期間 6か月の固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションについては、応札額が未達となるケースが発生している状況を勘案し、5 兆円程度減額する。</p> <p>2. 買入れ対象とする長期国債の残存期間については、今回の増額分を含めて多額の買入れを円滑に進め、長めの金利へ効果的に働きかける観点から、従来の「1年以上 2年以下」を「1年以上 3年以下」に延長する。社債についても、長期国債と同様に、買入れ対象の残存期間を延長する。</p> <p>3. 基金の 70 兆円程度への増額は 2013 年 6月末を目途に完了する。なお、本年末時点における基金の規模は従来通り 65 兆円程度とする。</p>
4月 10 日		「成長基盤強化を支援するための米ドル資金供給」(米ドル特則)の詳細を決定。
3月 13 日		<p>1. 成長基盤強化を支援するための資金供給を 3 兆 5 千億円から 5 兆 5 千億円に 2 兆円増加することを決定。</p> <p>(1) 成長支援資金供給（本則）では対象としていない小口の投融資を対象に、新たに 5 千億円の貸付枠（小口特則）を導入する。</p> <p>(2) 成長に資する外貨建て投融資を対象に、日本銀行が保有する米ドル資金を用いて、新たに 1 兆円の貸付枠（米ドル特則）を導入する。本特則については、議長は、執行部に対し、次回の金融政策決定会合までに具体的な検討を行い、報告するよう指示した。</p> <p>(3) 2010 年 6 月に導入した成長支援資金供給（本則）について、新規貸付の受付期限を 2014 年 3 月末まで 2 年延長するとともに、貸付枠を 3 兆円から 3 兆 5 千億円に 5 千億円増額する。</p> <p>(4) 2011 年 6 月に導入した出資や動産・債権担保融資（いわゆる「A B L」）などを対象とした成長支援資金供給（A B L 特則）について、現行 5 千億円の貸付枠のもとで、新規貸付の受付期限を 2014 年 3 月末まで 2 年延長する。</p> <p>2. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについて、現行 1 兆円の貸付枠のもとで、貸付の受付期限を 2013 年 4 月末まで 1 年延長する。被災地企業等にかかる担保用件の緩和措置についても、その適用期限を 2014 年 4 月末まで 1 年延長する。</p>
2月 14 日		<p>【中長期的な物価安定の目途】の導入】</p> <p>1. 中長期的に持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率として、「中長期的な物価安定の目途（goal）」を示した。具体的には、「『中長期的な物価安定の目途』は、消費者物価の前年比上昇率で 2 %以下のプラスの領域にあると判断し、当面は 1 %を目途とする」とする。</p> <p>2. 金融緩和政策の時間軸として、「当面、消費者物価の前年比上昇率 1 %を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないことを条件とする」とする。</p> <p>3. 資産買入等の基金を 55 兆円程度から 65 兆円程度に 10 兆円程度増額することを決定。買入れの対象は長期国債とする。</p>
2011 年 (平成 23 年)	11 月 30 日	「国際短期金融市場の緊張への中央銀行の協調対応策」公表 ・主要 6 中央銀行間における米ドル・スワップ取極に適用される金利を 0.5%

	<p>ポイント引き下げ、12月5日から実施。これにより、現在日本銀行が実施している固定金利方式の米ドル資金供給オペレーションの貸付金利も引き下げられ、新たな貸付金利は、貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場の実勢金利に0.5%ポイント上乗せしたものに。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中央銀行間でそれぞれ為替スワップ取極を締結。これにより、日本銀行は、5中央銀行が必要とする場合に円資金を供給することが可能となるとともに、日本銀行が必要とする場合に現行の米ドルを含む5通貨の調達が可能に。 取極の期限を2013年2月1日まで6ヶ月延長。
10月27日	資産買入等の基金を50兆円程度から55兆円程度に5兆円程度増額し、金融緩和を強化することを決定（賛成8反対1）。資産買入等の基金の増額に当たっては、長期国債を対象とする。
10月7日	<p>「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の受付期限を6ヶ月延長し2012年4月末とする。</p> <p>被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置についても、その適用期限を6ヶ月延長し、2013年4月末とする。</p>
8月4日	資産買入等の基金を40兆円程度から50兆円程度に10兆円程度増額し、金融緩和を強化することを決定。（全員一致）
6月29日	<p>「中央銀行間米ドル・スワップ取極の延長」の公表</p> <p>米ドル・スワップ取極について、米国連邦準備制度との間で2012年8月1日まで延長することを、次回（7月12日）の金融政策決定会合において検討する予定を公表した。（当該米ドル・スワップ取極は、2010年5月に締結され、2011年8月1日までとされていたもの。）</p>
6月14日	<p>「成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠」の設定を決定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象とする投融資 <ol style="list-style-type: none"> 出資等（資本性を有する投融資） 動産・債権担保融資（いわゆる「ABL」）等、不動産担保および人的保証に依存しない融資 対象先金融機関 資金供給方式 共通担保を担保とする貸し付け 貸付期間 原則2年とし、1回の借り換えを可能とする（最長4年）。 新規貸付は、四半期に1回の頻度で実施する予定。 貸付利率 0.1% 貸付総額 5千億円（従来の3兆円の貸付総額とは別に設定する）
4月28日	<ol style="list-style-type: none"> 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を決定。 被災地企業等債務にかかる担保適格要件を緩和
4月7日	<ol style="list-style-type: none"> 被災地の金融機関を対象に、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するため、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の骨子素案（下記）を取り纏め。 今後の被災地の金融機関の資金調達余力確保の観点から、担保適格要件の緩和を図る。 議長は、執行部に対し、これら2つの措置について具体的な検討を行い、次回の金融政策決定会合において報告するよう指示。 <ul style="list-style-type: none"> 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の骨子素案 <ol style="list-style-type: none"> 対象先 <p>被災地に営業所を有する金融機関で、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先</p> <p>系統金融機関については、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の非対象先や非当座預金取引先についても取引先金融機関を通じて資金供給を行うことを検討</p>

		<p>(注) 被災地は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用指定を受けている地域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部）</p> <p>(2) 資金供給方式 共通担保を担保とする貸し付け</p> <p>(3) 貸付期間 1年</p> <p>(4) 貸付利率 0.1%</p> <p>(5) 貸付総額 1兆円</p> <p>(6) 対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間 対象先の被災地での貸出状況等を踏まえ、対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間を定める</p>
	3月 14 日	リスク性資産を中心に資産買入等の基金を 5兆円程度増額し、40兆円程度とすることを決定。(賛成 8 反対 1)
2010 年 (平成 22 年)	12 月 21 日	米国連邦準備制度との間で締結している米ドル・スワップ取極および米ドル資金供給オペレーションの期限を 2011 年 8 月 1 日まで延長することを決定。 (当該米ドル・スワップ取極は、2010 年 5 月に締結され、2011 年 1 月までとされていたもの。)
	11 月 5 日	資産買入等の基金を通じて行う指数連動型上場投資信託（E T F）および不動産投資信託（J – R E I T）の買入について、買入対象の詳細や信託銀行を受託者とする買入方式などの具体的な運用を定める買入基本要領等を決定。
	10 月 28 日	資産買入等の基金について、基金の総額や買入対象資産ごとの買入限度額、買入方式などの具体的な運営に関する基本要領等を決定。(全員一致、但し、長期国債および国庫短期証券を資産買入等の基金の買入対象資産とすることについて賛成 8 反対 1) (1) 基金の総額：35兆円程度 • 資産買入：5兆円程度 • 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション：30兆円程度 (2) 買入対象資産ごとの買入限度額 • 長期国債、国庫短期証券：3.5兆円（うち、長期国債 1.5兆円程度）。なお、本基金による買入れにより保有する長期国債は、いわゆる「日銀券ルール」の対象外とする。 • C P 等、社債等：それぞれ 0.5兆円程度 • 指数連動型上場投資信託：0.45兆円程度（認可取得を条件とする） • 不動産投資信託：0.05兆円程度（認可取得を条件とする）
	10 月 5 日	<p>【包括的金融緩和】の導入】</p> <p>1. 金利誘導目標の変更（全員一致） 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0~0.1%程度で推移するよう促す（公表後直ちに実施）。なお、補完当座預金制度の適用利率、固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの貸付利率および成長基盤強化を支援するための資金供給の貸付利率は、引き続き 0.1%。</p> <p>2. 「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」（「消費者物価指数の前年比で 2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は 1%程度を中心と考えている。」）に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件とする。</p> <p>3. 資産買入等の基金の創設（賛成 8 反対 1） 国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-RIET）など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時の措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する。このため、議長は、執行部に対し、資産買入等の基金の創設について</p>

	て具体的な検討を行い、改めて金融政策決定会合に報告するよう指示した。
8月30日	<p>「金融緩和の強化」を決定（賛成 8 反対 1）</p> <p>固定金利方式の共通担保オペレーションについて、期間 6 か月物を新たに導入したうえで、同オペを通じた資金供給を大幅に拡大することとした。期間 6 か月の資金供給規模は 10 兆円程度。</p>
6月15日	<p>「成長基盤強化を支援するための資金供給の概要」公表</p> <p>1. 対象金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先。 ・各対象金融機関は、成長基盤強化に向けた取り組み方針を策定し、要件を満たすことにつき日本銀行の確認を受ける。 <p>2. 資金供給の方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同じ電子貸付方式）。 <p>3. 貸付期間、借り換え可能回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間は原則 1 年とし、3 回まで借り換えを可能とする（最長 4 年）。－新規貸付は、四半期に 1 回のペースで実施する予定。 <p>4. 貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準 <p>5. 貸付限度額</p> <p>(1) 貸付総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付総額の残高上限は 3 兆円－1 回当たりの貸付総額は 1 兆円を限度とする。 <p>(2) 対象金融機関毎の貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象金融機関毎の貸付残高の上限は 1500 億円。 ・各対象金融機関は、1. の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資・投資の実績の範囲内で、借入れを行うことができる。 <p>6. 貸付受付期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012 年 3 月末（新規貸付の最終実行期限は同年 6 月末）。
5月21日	<p>「成長基盤強化を支援するための資金供給の骨子案」公表</p> <p>1. 対象先</p> <p>共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先</p> <p>2. 資金供給の方式</p> <p>共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同様の方式）</p> <p>3. 貸付期間</p> <p>原則 1 年とし、借り換え（ロールオーバー）を可能とする。</p> <p>4. 貸付利率</p> <p>貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準</p> <p>5. 対象先毎の貸付額</p> <p>対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。</p> <p>6. 貸付総額、貸付受付期限等</p> <p>成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限（新規に貸付を受け付ける期限）、借り換え可能な回数を定める。</p>
5月10日	「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。
4月30日	「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。
3月17日	固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置

	<p>の拡充を決定（賛成 5 反対 2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 <ul style="list-style-type: none"> (1) 期間：3か月 (2) オファー頻度：週 2 回 (3) 資金供給額（1回当たり）：8千億円程度 <p>これにより当オペの資金供給規模は、現在の 10兆円程度から、20兆円程度に増加</p>
	<p>1月 28 日</p> <p>「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年 2月 1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。</p>
2009 年 (平成 21 年)	<p>12月 18 日</p> <p>『『中長期的な物価安定の理解』の明確化』を公表 『中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で 2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は 1%程度を中心と考えている」とした。</p>
	<p>12月 1 日</p> <p>「金融緩和の強化」を決定（全員一致） 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい資金供給手段の導入 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金利：固定金利（無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%） (2) 期間：3か月 (3) 担保：国債、社債、CP、証貸債権など全ての日銀適格担保（共通担保方式）
	<p>10月 30 日</p> <p>各種時限措置の取扱い変更（全員一致、但し 1. 及び 2. については賛成 7 反対 1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業金融支援特別オペ 実施期限を 2010 年 3月末まで延長した上で完了する。4月以降は、より広範な担保を利用できる共通担保オペ等の金融調節手段を活用して潤沢な資金供給を行う態勢に移行する。 2. CP・社債買入れ 予定通り 2009 年 12月末をもって措置を完了する。 3. 担保要件の緩和措置 民間企業債務および ABCP の担保要件の緩和措置については、その実施期限を 2010 年 12月末まで延長する。 4. 補完当座預金制度 実施期限を当分の間延長する。
	<p>7月 15 日</p> <p>各種時限措置の期限延長を決定（全員一致）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CP 等買入れ（9月 30 日→12月 31 日） 2. 社債買入れ（9月 30 日→12月 31 日） 3. 企業金融支援特別オペレーション（9月 30 日→12月 31 日） 4. 民間企業債務の適格担保としての格付要件の緩和（12月 31 日→2010 年 3月 31 日） 5. ABCP の適格担保要件の緩和（12月 31 日→ 2010 年 3月 31 日） 6. 補完当座預金制度（10月 15 日→2010 年 1月 15 日） 7. 米ドル資金供給オペレーション（10月 30 日→2010 年 2月 1 日）
	<p>5月 22 日</p> <p>クロスボーダー担保の適格化 米国債、英国債、ドイツ国債、フランス国債を適格担保とする。</p>
	<p>4月 7 日</p> <p>適格担保の範囲を拡大 ・政府に対する証書貸付債権・政府保証付証書貸付債権の適格担保範囲の拡大</p>

	・地方公共団体に対する証書貸付債権の適格担保化
3月 18 日	<p>長期国債の買入れの増額を決定 これまで年 16.8 兆円（月 1.4 兆円）ペースで行ってきた長期国債の買入れを、4.8 兆円増額し、年 21.6 兆円（月 1.8 兆円）ペースで実施する。</p>
3月 17 日	「日本銀行による金融機関向け劣後特約付貸付の供与について」を公表 銀行の資本増強を支援するために劣後特約付貸付（総額 1 兆円）による資金供与を検討することを決定。
2月 19 日	<p>1. 企業金融支援策の拡充 (1) 企業金融支援特別オペレーションを強化し、期間 3か月のやや長めの資金を低利・安定的に供給する (2) 社債買入れの細目を定め、3月より買入れを開始する (3) CP 買入れ（3月 31 日→9月 30 日）、及び民間企業債務に関する適格担保要件の緩和措置（4月 30 日→12月 31 日）の実施期限を延長する</p> <p>2. 金融市场安定化のための時限措置の延長等 (1) 米ドル資金供給オペレーションの実施期限を延長する（4月 30 日→10月 30 日） (2) 補完当座預金制度の実施期限を延長する（4月 15 日→10月 15 日） (3) 政府保証付短期債券を適格担保化するほか、国債補完供給の対象国債を追加する</p>
2月 3 日	<p>「金融機関保有株式買入れ」の再開を決定 (1) 買入総額 1兆円 (2) 買入れを行う期間 認可取得後、所要の準備が整い次第～2010 年 4 月末 (3) 買入対象株式 上場株式（BBB マイナス相当以上。取引所における売買成立日数が年間 200 日以上あり、かつ、当該取引所における売買累計額が年間 200 億円以上のものに限る）。銘柄別の買入限度を設け銘柄の分散を図る (4) 買入価格 時価 (5) 買入対象金融機関 当座預金取引先銀行のうち、(1) 株式等保有額が自己資本（Tier1）の 5 割を超える先もしくは株式等保有額が 5,000 億円を超える先、または(2) 自己資本比率規制上国際統一基準を採用している先のいずれかで、希望する先 (6) 買入対象金融機関毎の買入上限 2,500 億円 (7) 買入れ後の扱い 2012 年 3 月末まで取引所市場における売却を行わない。その後 2017 年 9 月末までに処分。日本銀行が現在保有している株式も同様の扱いとする</p>
1月 22 日	<p>1. 「企業金融に係る金融商品の買入れについて」の公表（賛成 7 反対 1） 企業金融円滑化の観点から企業金融に係る金融商品の買入れを行うことについて、基本的な考え方を整理し公表</p> <p>2. CP 及び ABCP の買入れの実施（当月中に開始） (1) 買入対象 CP および ABCP（担保適格かつ a-1 格相当、既発行、残存期間 3か月以内） (2) 買入方式 ・コンベンショナル方式による入札 ・以下の区分で下限利回り（CP・ABCP 共通）を設けたうえで、当該利回りからの利回り較差（ゼロ以上）を入札（下限利回りは状況に応じて変更がありう</p>

		<p>る)</p> <p>残存期間 1か月以内：無担保コールレートの誘導目標 + 20bps</p> <p>残存期間 1か月超 3か月以内：無担保コールレートの誘導目標 + 30bps</p> <p>(3) 買入額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買入総額の残高上限は 3兆円 (CP・ABCP 合計) ・発行体別の買入残高の上限は 1000 億円 (CP・ABCP 共通)。ただし、買入残高が、昨年 7月から 12月の各月末の発行残高のうち最大の残高の 25%を超えた発行体については、償還により買入残高が当該金額を下回るまで、買入れ対象から除外 <p>(4) 期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009 年 3月 31 日までの時限措置 (買入実施の期限) <p>3. 残存期間 1年以内の社債の買入れについての検討</p> <p>4. 不動産投資法人債の適格担保化</p> <p>5. 長期国債買入れにおける対象国債の追加および残存期間等区分別買入れの実施</p>
2008 年 (平成 20 年)	12 月 19 日	<p>1. 金融調節方針の変更 (賛成 7 反対 1)</p> <p>無担保コールレート (オーバーナイト物) の誘導目標を 0.2%引き下げ、0.1%前後で推移するよう促す (公表後直ちに実施)。</p> <p>2. 補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を 0.2%引き下げ、0.3%とする (公表後直ちに実施)。(全員一致)</p> <p>3. 補完当座預金制度の適用利率については、0.1%とする (公表後直ちに実施)。 (賛成 7 反対 1)</p> <p>4. 「金融調節手段に係る追加措置について」公表</p> <p>(1) 長期国債の買入れに係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期国債買入れの増額 <p>これまで年 14.4兆円 (月 1.2兆円) ペースで行ってきた長期国債の買入れを、年 16.8兆円 (月 1.4兆円) ペースに増額する (当月より実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買入対象国債の追加、残存期間別買入れの実施 <p>(2) 企業金融の円滑化に向けた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業金融支援特別オペレーションの決定 (全員一致) ・C P 買入れを含めた企業金融面での追加措置の導入・検討 ・C P 買現先オペ等の対象先への日本政策投資銀行の追加 (全員一致)
	12 月 2 日	<p>「企業金融円滑化のための金融調節面での対応について」発表 (2009 年 4 月末までの時限措置)</p> <p>1. 民間企業債務の適格担保範囲の拡大</p> <p>民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、社債と企業向け証書貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を、従来の「A格相当以上」から「B B B格相当以上」に緩和する。これに伴い、新たに適格とする「B B B格相当」の社債と企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目を設定する。(12月 9 日から実施)</p> <p>2. 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施</p> <p>民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」を導入する。本措置については、12月 18・19 日に開催予定の金融政策決定会合において基本要領等を決定し、来年 1 月中の実施に向けて実務的準備を進める。</p>
	10 月 31 日	<p>【補完当座預金制度の導入】</p> <p>1. 金融市場調節方針の変更 (賛成 4 反対 4。可否同数のため議長が決した)</p> <p>無担保コールレート (オーバーナイト物) を、0.3%前後で推移するよう促す。</p>

		<p>2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.5%とする（全員一致）。</p> <p>3. 補完当座預金制度の導入（全員一致）</p> <p>日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から 2009年3月積み期までの間、実施する。適用利率は、0.1%とする。</p>
10月 14 日		<p>「金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について」公表</p> <p>1. 国債レポ市場における流動性改善のための措置</p> <p>(1) 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30年債を追加する。</p> <p>(2) 国債補完供給の最低品貸料を引き下げる(1%→0.5%)。また、現在実施中の、制度利用にかかる要件緩和措置を延長する（いずれも、2009年1月16日までの時限措置）。</p> <p>2. 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置</p> <p>(1) 現在、概ね四半期に一回実施しているCP現先オペについて、頻度・金額の面でより積極的活用を図る。</p> <p>(2) 2009年4月末までの時限措置として、資産担保CP（ABC P）の適格要件を緩和し、担保およびCP現先オペの対象資産として、日本銀行取引先の保証するABC Pを適格とする。</p> <p>3. 年末越え資金の積極的な供給</p> <p>年末越えのターム物オペを早期に開始することにより、年末越え資金を積極的に供給する。</p> <p>4. ドル供給オペの拡充</p> <p>米ドル短期金融市場における流動性向上のための中央銀行間の協調策（10月13日公表）に基づき、日本銀行においても、「固定金利を提示して、適格担保の範囲内で、供給総額に制限を設げずにドル供給を行う方式」を導入する。</p>
9月 29 日		<p>「米ドル資金供給オペレーション」の拡充を決定</p> <p>米国連邦準備制度との米ドル・スワップ取極の引出限度額を 600 億ドルから 1,200 億ドルへ増額すると共に、米ドル資金供給オペレーションの期限を延長し、来年4月末までとする。また、同オペレーションの対象先を拡充する。</p>
9月 18 日		<p>「米ドル資金供給オペレーション」の導入を決定</p> <p>金融市場参加者への米ドル資金供給を行うため、米国連邦準備制度との総額 600 億ドルの米ドル・スワップ取極を締結し、これを原資とした米ドル資金供給オペレーションを導入する。</p>
2007年 (平成 19 年)	2月 21 日	<p>1. 金融調節方針の変更（賛成 8 反対 1）</p> <p>無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移するよう促す。</p> <p>2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.75%とすること（公表後直ちに実施）を決定した（賛成 8 反対 1）。なお、長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針を示した。</p>
2006年 (平成 18 年)	7月 14 日	<p>【ゼロ金利政策の解除】</p> <p>1. 金融市場調節方針の変更（全員一致）</p> <p>無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.25%前後で推移するよう促す。</p> <p>2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.40%とすること（公表後直ちに実施）を決定するとともに（賛成 6 反対 3）、利用日数に関して上限を設けない臨時措置を当面継続することとした。なお、長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針を示した。</p>
	4月 11 日	<p>「共通担保資金供給オペレーション」の導入を決定</p> <p>現在の主要な資金供給手段である手形買入についてペーパーレス化を図るために、従来の「手形買入基本要領」等を廃止し、「共通担保資金供給オペレーション」を導入する。</p>

		ン基本要領」を制定する。(実施日：6月26日)
3月9日		<p>【量的緩和政策の解除と、「中長期的な物価安定の理解」の導入】</p> <p>1. 金融調節方針の変更（賛成7反対1）</p> <p>金融市場調節の操作目標を日本銀行当座預金残高から無担保コールレート（オーバーナイト物）に変更した上で、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、概ねゼロ%で推移するよう促す。」と決定した。</p> <p>2. 「新たな金融政策運営の枠組みの導入について」を公表</p> <p>(1) 新たな金融政策運営の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「物価の安定」についての明確化 <p>日本銀行としての物価の安定についての基本的な考え方を整理するとともに、金融政策運営に当たり、現時点において、政策委員が中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率（「中長期的な物価安定の理解」）を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの「柱」に基づく経済・物価情勢の点検 <p>金融政策の運営方針を決定するに際し、次の2つの「柱」により経済・物価情勢を点検することとした。第1の柱では、先行き1年から2年の経済・物価情勢について、最も蓋然性が高いと判断される見通しが、物価安定のもとでの持続的な成長の経路をたどっているかという観点から点検する。第2の柱では、より長期的な視点を踏まえつつ、物価安定のもとでの持続的な経済成長を実現するとの観点から、金融政策運営に当たって重視すべき様々なリスクを点検する。具体的には、例えば、発生の確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因についての点検が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の金融政策運営の考え方の整理 <p>以上2つの「柱」に基づく点検を踏まえた上で、当面の金融政策運営の考え方を整理し、基本的には「経済・物価情勢の展望」において定期的に公表していくこととした。</p> <p>(2)「物価の安定」についての考え方</p> <p>消費者物価指数の前年比で表現すると、0～2%程度であれば、各委員の「中長期的な物価安定の理解」の範囲と大きくは異なるとの見方で一致した。また、委員の中心値は、大勢として、概ね1%の前後で分散していた。「中長期的な物価安定の理解」は、経済構造の変化等に応じて徐々に変化し得る性格のものであるため、今後原則としてほぼ1年ごとに点検していくこととする。</p>
2005年 (平成17年)	5月20日	<p>金融調節方針において、一時的な日銀当座預金残高目標割れを容認（いわゆる「なお書き」の修正）（賛成多数）</p> <p>日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。また、資金供給に対する金融機関の応札状況などから資金需要が極めて弱いと判断される場合には、上記目標を下回ることがありうるものとする。</p>
2004年 (平成16年)	4月9日	<p>国債の補完供給制度の導入を決定（全員一致）</p> <p>日本銀行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給し得る制度（「補完供給を目的として行う国債の売現先」、いわゆる「品貸し」）の導入を決定。（実施日：5月10日）</p>
	2月26日	<p>「国債市場の流動性向上に向けた制度導入の検討」を公表</p> <p>日銀保有国債を市場に供給し得る制度（いわゆる品貸し）の導入に関する実務的な検討を行い、準備が整い次第、決定会合に報告するよう執行部に指示。</p>
	1月20日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（賛成多数）</p> <p>日銀当座預金残高目標値を、これまでの「27～32兆円程度」から「30～35兆円程度」に引き上げる。</p>

		2. 資産担保証券の買入基準見直し（賛成多数）
2003年 (平成15年)	10月10日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（賛成多数） 日銀当座預金残高の目標値の上限を引き上げ、「27～30兆円程度」から「27～32兆円程度」とする。</p> <p>2. 国債買現先オペの期間延長 金融調節を機動的に行う観点から、国債買現先オペの最長期間を現在の6か月から1年に延長する。</p> <p>3. 「金融政策運営の透明性の強化について」を公表 金融政策運営の透明性を強化する観点から、量的緩和政策継続のコミットメントをより明確化するとともに、経済・物価情勢に関する日本銀行の判断について説明を充実する。</p>
	9月12日	<p>1. 「国債買現先オペの期間延長の検討について」を公表 次回決定会合で報告するよう執行部に指示。</p> <p>2. 「シンジケートローン債権の担保受入について」を公表 実務面での検討を進めている執行部からの報告。</p>
	6月25日	「資産担保証券買入基本要領」の制定
	6月11日	「資産担保証券の買入れとその考え方について」を公表 具体的スキームの骨子を取りまとめ、7月末までの実施に向けて所要の準備を進める。
	5月20日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（賛成多数） 日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「22～27兆円程度」から「27～30兆円程度」に引き上げる。</p>
	4月30日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（全員一致） 日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「17～22兆円程度」から「22～27兆円程度」に引き上げる。</p> <p>2. 産業再生機構に対する証書貸付債権を、新たに日本銀行の適格担保とする。</p>
	4月8日	<p>「資産担保証券の買入れの検討について」を公表</p> <p>1. 中堅・中小企業関連資産を主たる裏付資産とする資産担保証券を、時限的措置として金融調節上の買入れ対象資産とすることについて、検討を進める。</p> <p>2. 資産担保証券買入れの具体的スキーム策定に際しては、広く市場関係者等の意見を求める。</p> <p>3. 具体的スキームは、改めて金融政策決定会合において討議のうえ決定する。</p>
	3月25日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（全員一致） 3月31日までは、日本銀行当座預金残高が15～20兆円程度となるよう金融市場調節を行う。4月1日以後は、日本郵政公社の発足に伴い、日本銀行当座預金残高が17～22兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、当面、国際政治情勢など不確実性の高い状況が続くとみられることを踏まえ、金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。</p> <p>2. 補完貸付制度における公定歩合適用期間の拡大 当分の間、すべての営業日を通じて公定歩合による利用を可能とする。</p> <p>3. 金融機関保有株式の買入れ上限の引上げ 買入総額の上限を2兆円から3兆円に、買入対象先毎の累計買入限度額を5,000億円から7,500億円にそれぞれ引上げる。</p>
2002年 (平成14年)	12月17日	<p>1. 「企業金融円滑化策について」を公表</p> <p>(1) 証書貸付債権の担保拡大 貸付期間3年以内の証書貸付債権の担保掛け目を引き上げるとともに、貸付期間5年超10年以内の証書貸付債権を新たに適格担保に加える（従来は5年内）。</p> <p>(2) 資産担保コマーシャル・ペーパー（ABC P）の適格基準の緩和</p>

	<p>日本銀行取引先の保証するABC Pは、担保および現先オペの対象資産として原則不適格であるが、2004年度末までの時限措置として適格の扱いとする。</p> <p>2. ストリップス債の適格担保化</p>
10月30日	<p>1. 金融市場調節方針の変更（全員一致）</p> <p>日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「10～15兆円程度」から、「15～20兆円程度」に引き上げる。</p> <p>2. 長期国債買い入れの増額</p> <p>これまで月1兆円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月1兆2千億円ペースに増額する。</p> <p>3. 手形買入期間の延長</p> <p>これまで「6か月以内」としてきた手形買入の期間を「1年以内」に延長する。</p>
10月11日	<p>金融機関が保有する株式の買入等を行うことを決定。財務大臣、金融庁長官に認可申請。</p> <p>1. 買入スキーム</p> <p>(1) 買入対象金融機関</p> <p>株式等保有額が自己資本（Tier1）を超過している銀行。</p> <p>(2) 買入対象銘柄</p> <p>上場株式（BBBマイナス相当以上）。</p> <p>(3) 買入方法</p> <p>金銭の信託を設定し、信託財産として株式を買入れ。</p> <p>(4) 買入価格</p> <p>取引所における、(a)売買高加重平均価格、または、(b)最終の売買成立価格の何れか低い方。</p> <p>(5) 買入を行う期間</p> <p>2003年9月末まで。ただし、同月末までの累計買入額が2兆円に満たない場合には、2004年9月末まで買入を行い得る。原則として、毎営業日買入の申込を受け付け。</p> <p>(6) 買入総額</p> <p>総額2兆円</p> <p>(7) 買入対象金融機関毎の買入上限</p> <p>株式等保有額の自己資本（Tier1）超過額。ただし、累計5,000億円を上限。</p> <p>買入対象金融機関名、買入対象金融機関毎の買入額等個別の取引に係る内容は公表しない。</p> <p>(8) 銘柄毎の買入上限</p> <p>(a)総株主の議決権の5%、または、(b)一定額の何れか少ない方。</p> <p>2. 買入後の扱い</p> <p>(1) 据置期間・処分方針</p> <p>原則、2007年9月末までは処分を行わない。2017年9月末までに、株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分。</p> <p>(2) 議決権行使</p> <p>議決権行使の指針を信託銀行に提示。信託銀行が善管注意義務に従って行使。</p> <p>(3) 株式取引損失引当金</p> <p>株式の時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末および事業年度末に計上。</p>
9月18日	<p>「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」の公表（金融政策決定会合終了後、通常会合で決定）</p> <p>1. 金融機関による保有株式削減努力をさらに促すための、新たな施策の導入を検討。</p> <p>2. 不良債権問題についての基本的な考え方を改めて整理し、公表する方針の表明。</p>

	2月 28 日	<p>1. 年度末に向けた一層潤沢な資金供給</p> <p>当面、年度末に向けて金融市场の安定確保に万全を期すため、日本銀行当座預金残高目標（10～15兆円程度）にかかわらず、流動性需要の増大に応じ、一層潤沢な資金供給を行う。</p> <p>2. 長期国債買い入れの増額</p> <p>資金供給を円滑に行うため、長期国債の買い入れを、これまでの月8千億円（年9.6兆円）ペースから、月1兆円（年12兆円）ペースに増額する。</p> <p>3. ロンバート型貸付制度における公定歩合の適用期間拡大</p> <p>3月1日から4月15日（3月積み期間終了日）までの間、すべての営業日を通じて公定歩合による利用を可能とする（従来は、積み期間中、5営業日）。</p> <p>4. 適格担保拡大の検討</p> <p>預金保険機構向けおよび地方交付税特別会計向け貸付債権の適格担保化について、譲渡制限の撤廃を含めて関係先との調整を行いつつ、実務的検討を早急に進める。</p>
	1月 16 日	<p>1. オペ対象資産・適格担保の拡大</p> <p>A B C P および住宅ローン債権・不動産を裏付け資産とする ABS の適格基準等を決定。</p> <p>2. 国債買入オペの対象銘柄選定ルールの見直し</p> <p>買入対象を、これまでの「利付国債のうち発行後1年以内のものを除く」から「発行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く」に拡大。</p> <p>3. 手形オペの対象先選定方式の見直し</p> <p>手形オペ・全店買入対象先選定の頻度を、これまでの「年1回」から「年間を通して実施」に変更。</p> <p>手形買入・本店買入オペ対象先選定基準に「手形買入・全店買入オペの落札実績」を追加。</p>
2001年 (平成13年)	12月 19 日	<p>1. 金融市场調節方針の変更（賛成多数）</p> <p>日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市场調節を行う。なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。</p> <p>2. 長期国債買入の増額</p> <p>これまで月6千億円（年7.2兆円）ペースで行ってきた長期国債の買入を入れを月8千億円（年9.6兆円）ペースに増額する。</p> <p>3. 金融市场調節手段の拡充</p> <p>（1）コマーシャルペーパー（C P）、資産担保債券（A B S）の一層の活用</p> <p>当面、C P現先オペの積極的活用を図る。資産担保C P（A B C P）をC P現先オペの対象および適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い次第、決定会合の議を経て、実施に移す。住宅ローン債権、不動産を裏付け資産とする A B S を適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い次第、決定会合の議を経て、実施に移す。なお、従来は、リース料債権、クレジット債権、社債、企業向け貸出債権を裏付け資産とする A B S を適格担保の対象としていた。</p> <p>（2）金融市场調節の運営面の改善</p> <p>手形オペ（全店買入）のオファー頻度を引き上げる。国債買入オペ、国債借り入れ（レポ）オペ、C P現先オペ、手形売出において輪番オファーを廃止し、今後、全先に毎回オファーを行う。</p>
	9月 18 日	<p>1. 金融市场調節方針の変更（賛成多数）</p> <p>当面、日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。</p> <p>2. 公定歩合の引き下げ（賛成多数）</p> <p>公定歩合を0.15%引き下げ0.10%とする。（9月19日より実施）。</p>

	3. 補完貸付制度の利用上限日数の引き上げ（全員一致） 補完貸付制度（いわゆるロット型貸付制度）の公定歩合による利用上限日数を、今積み期間（9月16日～10月15日）について、5営業日から10営業日に引き上げる。
8月14日	1. 金融市場調節方針の変更（賛成多数） 日本銀行当座預金残高を、これまでの5兆円程度から、6兆円程度に増額する。 2. 長期国債の買い入れ増額 これまで月4千億円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月6千億円ペースに増額する。
3月19日	【量的緩和政策の導入】 1. 金融市場調節の操作目標の変更 金融市場調節に当たり、主たる操作目標を、これまでの無担保コールレート（オーバーナイト物）から、日本銀行当座預金残高に変更する。 2. 実施期間の目処として消費者物価を採用 新しい金融市場調節方式は、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで、継続することとする。 3. 日本銀行当座預金残高の増額と市場金利の一段の低下 当面、日本銀行当座預金残高を、5兆円程度に増額する。この結果、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、これまでの誘導目標である0.15%からさらに大きく低下し、通常はゼロ%近辺で推移するものと予想される。 4. 長期国債の買い入れ増額 日本銀行当座預金を円滑に供給するうえで必要と判断される場合には、現在、月4千億円ペースで行っている長期国債の買い入れを増額する。ただし、日本銀行が保有する長期国債の残高は、銀行券発行残高を上限とする（いわゆる「日銀券ルール」）。 5. 当面の金融政策運営について（賛成多数） 日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。
2月28日	1. 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.15%前後で推移するよう促す。（賛成多数） 2. 公定歩合を引き下げ、年0.25%とする（3月1日より実施）（賛成多数） 3. 補完貸付制度（ロット型貸付制度）の新設
2月9日	1. 金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる (1) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度（いわゆる「ロット型貸出」制度）を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める (2) 短期国債買い切りオペの積極活用 (3) 手形オペ（全店買入）導入の具体化 2. 公定歩合の引き下げ 公定歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とする（2月13日より実施）
2000年 (平成12年)	8月11日 【ゼロ金利政策の解除】 無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。（賛成多数）
1999年 (平成11年)	10月13日 1. 金融市場調節手段の整備 (1) 短期国債アウトライトオペの導入、(2) レポオペ対象国債の拡大（2年債を追加） 2. 年末越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施 (1) 各種オペ手段を活用した年末越え資金の供給、(2) オペのオファー先数の拡大 2月12日 【ゼロ金利政策の導入】

		より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するように促す。その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初 0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。（賛成多数）
1998 年 (平成 10 年)	9月 9日	無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて 0.25%前後で推移するよう促す。なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。（賛成多数）
	4月 1日	改正日銀法が施行される。
1995 年 (平成 7 年)	9月 8日	公定歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする（同日実施） 短期市場金利を、平均的にみて新たな公定歩合水準をやや下回って推移するよう促す。
	7月 7日	短期市場金利を、平均的にみて現行公定歩合をある程度下回って推移するよう促す。
	4月 14日	公定歩合を 0.75%引き下げ、1.0%とする（即日実施）。
	3月 31日	現在の公定歩合（1.75%）の水準と整合的な範囲内で、金融緩和の効果が最大限発揮されるよう、短期市場金利の低下を促す。

本資料は投資環境等に関する情報提供を目的として作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

有価証券等の取引には、リスクが伴います。投資についての最終決定は、投資家ご自身の判断と責任においてなされるようお願いいたします。当社は、いかなる投資の妥当性についても保証するものではありません。

記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。

上田八木短資株式会社

登録金融機関 近畿財務局長（登金）第 243 号

東京本社 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1 丁目 2 番 3 号 tel : 03-3270-1711 (代表)

大阪本社 〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 1 丁目 4 番 2 号 tel : 06-6202-5551 (代表)

加入協会 日本証券業協会